

建設水道常任委員会

平成25年9月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○辻 善次	中川 靖広
紀 良治	小野 隆雄	木澤 正男
木田 守彦		
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
同 課 長 補 佐	岡村 智生	観光産業課長	清水 修一
同 課 長 補 佐	手塚 仁	都市整備課長	井上 貴至
同 課 長 補 佐	関口 修	上下水道部長	谷口 裕司
上下水道課長補佐	上埜 幸弘	下 水 道 課 長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	井戸西 豊		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、中川委員

委員長

みなさんおはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、辻委員、中川委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておるとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）認定第2号 町道認定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 川端建設課長。

建設課長

それでは、認定第2号 町道認定についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

建設課長

それでは、次ページをご覧くださいませでしょうか。前回の事前委員会で詳細についてご説明申し上げさせていただいておりますので、今回、路線名及び起終点の位置をお示しし、説明とさせていただきます。

認定に付すべき路線といたしまして、整理番号1番、町道4061号線でございます。斑鳩町龍田南4丁目509番1先を起点といたしまして、同所495番25先を終点とする151.3mの道路でございます。

次に、整理番号2番、町道4062号線でございます。斑鳩町服部2

丁目109番12先を起点といたしまして、同所109番18先を終点とする101.4mの道路でございます。

以上2路線が、認定第2号 町道認定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおり認定いただきますようお願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けをいたします。 小野委員。

小野委員 今更ながらというような質問になるかなと思うんですが、町道認定するということの意義っていいですかね、定義、それらについて、以前はやはり道路網の整理ということで、公道から公道に接してなかったらだめやというような意見で推移してきた当時もあったんですね。そういう時に、斑鳩町にはミニ開発が多いので、行き止まりのそういう道路については、そういう要素がないので認定できないということで、その地域の方からは道路やと思っている。だから、舗装が壊れてきた時に、補修してくださいというような要望もたくさん上がってきている。公衆用道路には違いないんですが、そしたらこちらとしては、やっぱり財政的なことがありますので、そういう定義を盾にっていうんですかね、説明して、それらを拒んできたという経緯もあったんです。だけど、いろいろ議会からの要請もあり、それで、やっぱり住民のためだということで、条件を整えば、例えば位置指定道路とか、そういう権利関係も整理できれば町道認定しましょうと。今回も整理番号2番で、4062号というのはそういう例なんですけどね。まあ、1番のほうはそうして公道から公道へ接して繋がっていくから、町道認定としては住民のためにも当然利便性が図れるというね。今回のこのちょうど2点が同じような、別の要素で認定出しておられるんですがね。

以前にね、町道認定された時に、何かしら角みたいに1本出たりとかあるんですよ。その先には昔から道路の計画があったんですけど、もう何十年、2、30年前になるのかな、もっとなるんかわかりませんがね。計画あったけど、それがしてない。だけど今回、その南側の道路を町道認定できる条件が揃ったので、認定して舗装も全部しましたと。そ

して一部、そちら向いて道路広げていこうと地元でもあったんですが、なかなかできなかったということで置いてあったと思うんですが、そういうところも、せっかく1筆だけ道路向かっていくのにやって、その先のほうは全然話をしておられないとか、交渉しておられないと思いますので、ぜひともそういうところも整理してね、道路拡幅のことをこちらからも申し入れしてもらったらいんじゃないかなと、そのように思うんですがね。それら、道路網の整備、町道の整備ということについて、どのようなあれを、地元から要望がなかったらもうしないということなのか、また、その用地の話については、もう地元で全部してもらって、それでこちらで取り組むことが、全く受身的なことではか進んでいかないのか。以前には町道整備5カ年計画という、ずっとやってきたけど、いろいろな事情で最近はそういうのを計画立ててないということもありますので、なかなかそういう道路の整備ができてこないと思います。それらについて、このままの状態では、やはり道路の整備がうまくいかないんじゃないかなと、私は懸念してますので、どうなんですか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ただいま委員さんのほうからご指摘いただきましたような事例が、斑鳩町のどの部分でどれだけあるのかというのを、ちょっと今現在把握できていない状況でございますが、今回認定に出させていただきますように、開発であったり、そういった町道認定をしていこうとした先に、そういう未認定の部分があったり、拡幅といいますか、底地の整理ができてない部分であったり、そういう道路がありますと、その時にはあわせてやっていくということにはなっただけかと思うんですけれども、ただ、計画的にそれを進めていくということには、ちょっと今現在ではですね、なりえない状況であると思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

小野委員 今、私が話すことは、また委員会ではなくて、また担当のほうで説明させてもらって、これを進めてもらいたいということは、そこで説明さ

せてもらいますので、もう結構です。

委員長 木田委員。

木田委員 先月のね、8月の10日なんですねんけど。これ、町道認定に関する
ことなんですねんけども。町道134号線の高安神社付近の何について
ですね、高安の松本さんから、町のほうも何してはると思うねんけども、
その認定は昭和58年になされておるといことらしいんですねんけども。
2年ほど前かな、川端課長はもうその話をついたというような返
答をいただいたと思っていますねんけども、なんか、松本さんいわくで
んな、元職員に27平米を取り込まれて、そこにブロック塀をされてと
かいうふうな。わしかてそれ、その人から直接そういう話を聞いただけ
で、実際にどういうことになっているのか、昭和58年のことやから全
くわからへんねんけども。話をだいたいついたとかいうのが、なんか平
成23年になんかこう皆さんが立ち会われて話がついたというような、
なんかそういうことも言われててんけども。とにかく、なんか元職員に
なんか取られた取られたいうふうなことを言うてこられるからね。そん
なあほなことできへんのちゃうかということ。やっぱり町道認定する
場合にはそういう、前からも言われておるように、登記まできちっとし
てでんな、そして町道認定してもらいたいなと思うねんけど。この2点
については別にそれは結構なんですねんけど、その町道134号線につ
いてですよ、もうそれ話、解決してるのかどうか。そないして言うてこ
られるということは、わしかて、それでもう、課長言うてはったように、
もう解決したのと違うかなということで、前に話させてもうててんけど、
いや、そんなんと違うねんというような話やからね。だからそれにはな
んかこう町も立ち会って、そして権利者も立ち会って、そして警察も立
ち会ってとかいうような話してはるからね。それで話ついてあるはず
やのに、なんでそんなことまた出てくるのかなというふうに思います
ねんけど、その点について、どないなってるのか、ちゃんとした何なか
ったら、わしかてそんな話には入られへんしね。だから、もう民々の話
やったらそこらで話つけてもらわなあかんと思うねんけど、どうい

ふうな状態になっているのかね、片一方の話だけしか聞いてないから、向こうから言うてこられただけの話しか聞いてないから、その辺について町はどういうふうに、実際にもう登記もちゃんとなされておるのかどうかについてですね、お聞かせ願いたいと思いますねんけどね。

(「議案と別やから、その他でしてまいよ。」と呼ぶ者あり)

木田委員 だからそれしようかなと思ったけどな、そやけど。

(「この認定2号と全然関係ないから、その他でしてまい。」と呼ぶ者あり)

木田委員 だからそのほうがええのかどっちか。まあ、認定やからということですね。

委員長 そしたら、その他のほうで、後でまた答弁をいただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、認定第2号については、当委員会とし

て満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査であります都市基盤整備事業に関するることについてを議題といたします。

初めに、①公共下水道事業に関するることについて、理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課
長

それでは、公共下水道事業に関するることについて、ご報告させていただきます。

最初に、下水道工事進捗状況についてでございますが、事前委員会で報告いたしました内容と特段変わりはなく、工事を進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。

資料1をご覧ください。

平成25年8月末の状況でございます。

8月の事前委員会で報告いたしました状況から13件の接続申請をいただき、平成25年度に入りまして96件となり、申請総数が2,811件、利用世帯総数が3,197世帯となりました。

接続率は、事前委員会より0.3%増え、65.1%でございます。

なお、融資あっせん利用数及び浄化槽雨水貯留施設への転用申請につきましては、事前委員会で報告いたしました件数から変わりはございません。

以上で、公共下水道事業に関するることについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関するることについて、理事者の報

告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備
課長 それでは、②の都市計画道路の整備促進に関することにつきまして報告をさせていただきます。

まず、いかるがパークウェイについてであります。工事の関係では、岩瀬橋西詰め交差点において、工事实施に伴う迂回路の確保をしながら、交差点付近において必要な擁壁や、排水構造物等の設置工事が実施されているところでございます。

次に、岩瀬橋西詰めから三室交差点までの道路計画等について、地元との調整の状況でございますけれども、この9月11日に紅葉ヶ丘自治会関係役員の方々に奈良国道から道路構造に関する説明がなされ、地元との協議につき進められているという状況でございます。

また、岩瀬橋西詰め付近から三室交差点までの間では、今年度から計画的に用地取得を進めていく準備作業が進められているというところでございますけれども、一部の地権者から早期に用地の買取り請求の申出がありましたことから、その対応といたしまして関係する2件の方につきまして、用地取得に必要な建物等の物件補償調査を奈良国道のほうで実施されたところでございます。

続きまして、法隆寺線整備事業でございますけれども、国道25号取り付け部分において残っております1件の関係につきましては、前回の委員会以降特に主だった進展はございません。

以上、②の都市計画道路の整備促進に関することについてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 パークウェイの今報告いただいた岩瀬橋西から三室交差点までの整備の話ですけれども、あと残っている用地というのは何件あるんでしょうか。

都市整備
課長 今の計画の中で、残っている用地といいますか、26件でございます。筆数にして38筆でございます。

木澤委員 今、一部の方からは早期に買い取ってほしいという声がありましたけども、その他の地権者の方との交渉とか合意っていうのはどういうふうになっている状況ですか。

都市整備課長 今後、この用地買収に向けてはですね、用地の、土地の境界の立会いをさせていただきまして、用地測量していくと。そのあと、各地権者の物件の調査をさせていただくというのが、一応、今年度の全体の予定だということで、奈良国道のほうから把握しているところでございます。

木澤委員 そうすると、今から測量等して、用地交渉をしていくということで理解していいですかね。

都市整備課長 地権者との合意の状況というところだと思いますけども、以前に地権者全員の方を回らせていただきまして、このパークウェイ事業を進めていく用地の協力についてお願いをしているところ、ご理解をいただいているという状況です。

木澤委員 そうしたら状況としては、そういう状況だということで認識しておきます。

あとですね、岩瀬端西交差点のところ、今、ご説明いただいたように、迂回路等をフェンスでこう仕切ってますね、道路の整備されているんですけども、以前からあそこ非常に危険だなというふうに思ってます、この間、担当課のほうにもそういう状況をお伝えしていたんですが、少し前までは、私、だいたい朝の5時40分ぐらいですかね、あそこ通るんですけども、ガードマンが配置されていたと思うんですけども、昨日、今日ですかね、通った時にガードマンがいなかったと思うんです。何かガードマン配置等について変更とかってされているんですかね。

都市整備課長 ご指摘いただいています、そのガードマンが配置されておりました時期につきましては、信号機の切り替えがまだ行われてなかった状況で、

交差点の安全の確保という意味で、ガードマンを夜間も含めて、早朝もつけていたということでございます。

木澤委員　そしたら信号の切り替えが終わったので、ガードマンの配置はなくなりましたが、地元のほうからガードマンの配置については、要望は特にはないんですかね。

都市整備課長　今のところ、ガードマンの配置、工事の際以外の配置についての要望はございません。

木澤委員　そうした点については、密に地元と調整していただいて、地元から要望があった際には応えていっていただくようお願いをしておきます。

委員長　よろしいですか。　小野委員。

小野委員　同じことなのかなと思いますねんけど。先日の決算審査委員会で、何か切り替えとかのことでの、ガードマンの、どう言うんですか、ガードマンのそのやり方に対して、いろいろちょっと、好ましくないような感じがあったというようなことをちらっと、同僚委員も言うたと思いますが、まあ、一定の答弁をしておられたと思うんですけどね。国交省の発注でもありますし、だけど、地元の議会でもそういうことで、ガードマンへの指導を強めてくれというような要望があったと思うんですがね、そのことについて、担当課というんですかね、それはどのように申し入れされるのか、どのような善後策をとられるのかお伺いしたいなと思うんですけども。

都市整備課長　議会並びに住民の方々から、そういったガードマンの対応についてのご指摘をいただいているところにつきましては、業者並びに奈良国道に対しましても、こういった対応の状況であるということも報告いたしまして、それらを改善していただくよう申し入れを行っているところでございます。

小野委員 それは口頭で、その担当者のところへ行って話しておられるのか。やはり議会からでもそういう話があるということですので、文書でもってそういう指摘をされているのか。それはどうなのかな。

都市整備課長 文書でということでございますけども、口頭で指導させていただいているということでございます。

小野委員 あまり文書でいう大げさなことでもないとは思いますがね。そしてその改善策としてね、どのようなことを担当者、国交省のほうの担当者、また、その業者ですかね、受注している業者は、どのようなことを改善策としてされているのか。その後のフォローっていうんですか、それはされているんですか。

都市整備課長 一応、指導させていただきました後におきましては、我々担当職員のほうも現地のほうを確認作業もさせていただきましてですね、その後の状況等も確認、要はどうかというところの辺も確認もさせていただいているところでございまして、奈良国道のほう、並びに業者のほうも徹底した指導を行っているというふうには、我々は聞いているところでございます。

小野委員 そうしたらね、最近特に道路面での工事もいろいろあります。下水も含め建設課の道路もありますけどね、斑鳩町のそういう事業部というんですかね、ガードマンを雇用してというのか、安全対策費として組んであって、入札により、施工を進める時に、そのガードマンの対応についてはどのように業者はしなければいけないのか、そういうことを話しておられるのか。また、以前から私も何回も下水工事が始まった時分から、自分自身も建設の現場監督の経験もありますのでね、いろいろなガードマンの対応についてね、いろいろ提案もさせてもらっていると思います。そういうようなことをきちっとやっているように思いますが、こういうトラブルというんですかね、苦情が来るということは、私は、そ

の業者、こちらから発注している業者の現場としての対応の仕方にやはり甘さがあるんじゃないかなと思うんですが、その点、どういうふうに考えていますか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設
部長 ただいまご指摘いただいておりますように、工事現場が始まりますと、ガードマンにつきましては、請負業者と、斑鳩町の発注工事でございますら斑鳩町の担当の現場監督がですね、詳細につきましては協議をしておるわけですけれども、一定の当然、教育、これにつきましては、請負業者にも十分に徹底するよという指示もしながらきておるわけですが、どうしても工事中、幾度かの苦情等があるのは確かに事実でございます。当然、その苦情につきましては、早急に改善するよというこことで再度申し入れをして、できるだけ2度と同じようなことを繰り返さないよというた対応を取っていくと、こういう状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

小野委員 そういうように業者に申し入れているということなんですがね、施工計画の中にね、やはり、朝礼で、ガードマンも含めて、それから下請け業者も含めて、やはりそれらその日の工事過程、それらを皆周知させる必要が現場代理人には私はあると思うんです。それで、そのことをやはり施工する前にミーティングっていうんですかね、ガードマンも含めて当然する必要があると。でないかね、例えばね、これは町の発注やなかったから、私らのガス工事を言いやすいから言いますねんけどね。こちらから発注しているのだったら町会議員として私は言いにくいのでね。大阪ガスに申し訳ないけど、大阪ガスが入れている時に、ガードマンは確かに配置しているんですよ。それで、迂回させるというか、どこへ迂回させてどうすれば車がうまく出て行けるかということ認識していないガードマンを配置しているだけなんです。だから、こっち行ってもらったらよろしいですよ。そっちでまた口開いているんですよ。カッターをやっているとかね。私は大阪ガスの現場代理人というか責任者に携

帯電話繋がってますから、すぐに善処せいということをお願いしますけどね、住民の方は右往左往するんですよ。だから、そういうことがあったらいけないので、私はもうそういう、ガードマンを何名配置せなあかんとかそういうことではなくて、ものすごい生きにくいようなガードをしてもらいたい。

それと、いまだ、まだですよ、工事現場をガードしているというんですか、表現は、そういうものが多いように思います。だから、そういうガードマンは通行人、住民をガードするんだという、その認識をしっかりと植えつけられるようなガードマンの、これは会社に対してもそういう注文をつけてもらいたい。そういうことをお願いしておきます。結構です。

委員長 ほかにございませんか。 木田委員。

木田委員 法隆寺線のところで、店舗用のめがね屋さんが撤退しはったんか店じまいしはったんかなんか知らんけど、もう片付けておられますねんけども、町は地権者とそして管理会社とを相手に話をしておられて、いまだ、前回の委員会から進展もなしということなんですけどねんけども、店舗のための駐車場の代替地をほしいというふうな話を、もう今までからずっとしてこられてますねんけども、あれが、どのような店舗が今度来られるのかわかりませんねんけども、できたら早いことやっぱりそんな話をしていたいでですよ、代替地の駐車場を出すなりして、やっぱりそれをちゃんとした道路に活用できるように話してもらいたいと思うねんけども、その話の相手さんというのは、それ何か月に1遍とか、そういうことでなかったら会われへんのかなというふうに思いますねんけどね。そういうなんも今現在、あないして片付けはったら、さっそくやっぱり話も持っていきやすいのと違うかなと。やっぱりその店舗、どっちみちあの状態やったら店舗また入ってきはると思いますねんけど、それによっては駐車場も、やっぱりどれだけの駐車場必要なるのか知らんけど、それによってまた変わってくると思うからね。やっぱり時間を開けずに交渉してもらいたいなと思いますねんけど。前回からそないして変化なし

ということを言うておられますねんけども、これから、この年内ちゅう
んですか、それにかけてですね、どのような何で話し合おうと思ってお
られるのか、お聞かせ願いたいと思います。

委員長 井上都市整備課長。

都市整備
課長 これからどのような話をしていくかというところのご質問だと思うん
ですけども、今現在、駐車場関係、相手さんから施設の配置計画等渡さ
れておりましてですね、そういったところに対してまして、どれだけの
面積が必要なかというところらへんの作業等を行っている段階でござ
いましてですね、そういったところを詰めながらですね、今後具体的な
話を進めていかなければならないということでございますんで、その辺
ご理解をいただきたいと思います。

木田委員 そしたらね、やっぱりどういう状態になっているか、そしてどこを駐
車場として要求されておられるのかということをごでんな、やっぱりこの
委員会にちゃんと出して、そういうことを報告するのがこの委員会と違
いますのかな。なんかもう、どこを代替地に出すとか、どんな感じにな
っているのか、それが全くわからへんですやんか。だから、駐車場をど
うするのかとかいうのを、それ、決まってからでしか出されへんのです
かな。

委員長 池田副町長。

副町長 委員会のほうには、もう相当以前になりますけども、公民館の用地、
あの建物の西側で駐車場用地として代替地を出すという報告はさせてい
ただいております。それで、それについて今交渉していると。それで、
それはもうこちらの土地の交渉です。また、相手方はね、あの店舗出ら
れたんは、土地の所有者はもう協力する意志があると。それであそこ
に入っておられたテナントの方は絶対あかんと。絶対あかんかったら俺の
土地やからもう出て行ってくれと、けんか別れしはりましたんやんか。

土地所有者は町のために協力すると。相手は絶対いらんと。そしたらもう出て行ってくれと。こういうことで出て行かれましたので、自主的に出て行かれたというのは、そういう経過があるんですわ。それで、相手についても町のほうに協力しようという意思は持っていておられます。それについて、当然、駐車場変わりますと入り口も変わってまいります。それで、あの建物を一部改造する必要がありますんで、その改造について、元の建築業者に設計をしていただいておりますと、こういう状況であります。それで、今、相手方につきましても、もしあれが町に協力して道路工事が始まりますと、またその店舗が入ってあの前で道路工事が始まったら、そんな店流行るわけないですんで、またどこか営業補償しやんなあきませんので、今は店舗は募集されておられません。また、今、2階、3階賃貸になっておりますけども、空家になっておりますけども、以前はその空家について募集かけておられましたけども、今は募集を止めてもらっています。といいますのは、あそこへ入ってくるわ、また今言いましたように階段の工事とかしますんで、その時に仮に住居を確保する必要がありますんで、仮住居を確保する住宅が増えますので、また経費が嵩みますんで、それも止めていただいております。そういう状況で今、交渉しておりますんで、もうしばらくお待ちをいただきたいと思っております。

木田委員　だからね、やっぱり前へ進んでんねやったらね、進んでいるような報告をでんな、やっぱりしてもらいたいなというふうに思いますねんけどな。そなん、これ委員会でも、前回と全く話は進んでおりませんというふうな、そんなことだけ言われたらでっせ、そなんやったらなんかこう、どっかで滞っているのかなっちゅうふうに、こちらはそういうふうには受け止めるからね。そないして一生懸命努力してくれてはるのやったら、それはそれで結構なんですわねんけど。

委員長　小城町長。

町長　今、池田副町長が申しあげましたように、努力をした中で、もう前回

の委員会から今の委員会に報告することはないということで、前回の委員会にもうその旨はすべて申しあげておりますので。

ただ、これからの交渉経過も今現在進めている、その中でもやっぱり今、あそこ、地籍の関係等についてですね、公嘱に発注をしてですよ、現在提供されています施設の廃止計画案に基づいてですね、代替地として提供する範囲の関係等についてはですね、今、範囲の確定を、面積の確定を行うために、委嘱している奈良県公共嘱託土地家屋調査士協会に今現在進めているという状況でございます。

木田委員　そしたらでんな、その何は進めてもらっておるということで結構なんですねけど。

そしたら25号線を右折とか左折するとかいうふうな感じには、もうあれはならへんですねんな。もうあそこから、向こうから、南から突き当たったら25号線のほうは、今の現在のあのような状況で右折レーンとか左折レーンとかそういうふうな拡幅とかいうことはもう考えておられないんかな。

委員長　井上都市整備課長。

都市整備課長　現道25号の関係で、法隆寺線を取り付けることによりまして、当然、25号のほうの交通のほうの整理のほうのことも考えていかなければならないということで、奈良国道並びに警察とも協議をさせていただく中でですね、一応、東向きですね、東向きからの右折レーンを確保するという形で協議等は平行して進めさせていただいているところでございます。

委員長　課長。今、この配置計画案は、相手さんとの協議の中で面積確定していかんといかんということの中でいろいろ作業をされていると思うんですけども、最終的に決まりましたら、向こうの案が確定時において、皆さんにやっぱり、口頭で今いろいろこう説明を受けてますけども、こういう形になるんやという最終案をですね、出せる範囲においてですね、

時期はちょっとわかりませんが、提示していただいてね、こういう形に話が進んでいる、終わったとか、そういうことをちょっと、その意味においてそういった配置計画を出していただいて説明をいただければわかりやすいかなと思います。

池田副町長。

副町長 当然ながら、話まとまってきましたら、今、木田委員さんのほうでありましたけども、あの取り付けの関係の図面もありますんで、それは当然委員会に出して説明しやんとご理解願えませんが、それは当然出させていただくとお思います。

委員長 中川委員。

中川委員 相手さんからね、こういう形で代替用地をほしいということを、地権者の方の代理人通じて町のほうへ提出あったという説明受けてますよね、私ら。それでここまで返事ができないほど、なんか町の考えとかかけ離れた要望でんのか。

副町長 あと、先ほど申しあげましたように、あと相手方がね、あの建築物を改築する必要がありますやんか。その改築の今、設計やっておられるんですわ。それをまだ相手が提示されてないですねん。いくらかかるいうのを。相手がね。階段を全部、昇り口変えてやります。それと、仮の住居確保しやんなあきませんやんか、どこかのアパートへ。今入っている人、どっかへ入ってもらわなあかんと、そのアパートも探しておられるんですわ。その補償の関係も積み上げておられますので、それがまだ提示されておらないということで、それも提示されて、それでこちらの図面もできたらもうすぐに交渉させていただきますので、もうちょっとお待ちいただきたいとお思います。

中川委員 いや、せやから相手さんが提出してはる代替用地としては、もうお互い合意できているという認識でええの。相手からこんだけほしいって言

うて提示あったって言うてたやん。

副町長 それにつきましては、今、図面書いてもうて、これだけ潰れ地あってこれだけ代替地で渡しますよと。これはもう面積出してますんで。それ、今、面積出してもうていただいておりますので、もうできあがりますんで。それで、あと、相手待ちです、ほとんど。その金額を待ってますんで、交渉の。あとは相手どれだけの補償を積み上げてこられるかということなんです。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時40分 休憩)

(午前9時44分 再開)

委員長 再開いたします。
他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、③の J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて報告させていただきます。駅北口からの南北の町道 3 1 2 号線、5号線でございますけれども、その整備の関係についてでございますけれども、前回の委員会で路線東側で残っている1件について契約を締結させていただいたことを報告させていただいたところでございますが、9月10日より物件の撤去作業に着手されたところでございます。今後、支障物件が撤去されましたら、町において暫定的にこの部分を整備し、当該部分、南側と同様に歩行者が通行できるよう開放をしていきたいというふうな

進め方をしていきたいと思っております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておき
ます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 斑鳩町歴史的風致維持向上計画の策定について、理事者の報告
を求めます。 清水観光産業課長。

観光産業 それでは、報告事項1番、斑鳩町歴史的風致維持向上計画の策定につ
課長 いてのご説明をさせていただきます。

資料2-1の斑鳩町歴史的風致維持向上計画をご説明させていただきます
ますが、まず、資料をご覧になる前に、この計画の策定に至った背景を
説明させていただきます。

当町の観光形態は、長年の課題でもあります法隆寺を中心とした拠点
通過型観光が主流となっております。近年の観光形態である豊富な地
域資源を生かしたまちそのものを観光の対象とした、散策・回遊・着地
型のまちあるき観光に移行できていないのが現状でございます。

観光客の方々に法隆寺だけではなく、世界遺産のある本町固有の歴史
的な町並みや景色を楽しみながら歩いていただくことができるよう、残
された歴史的価値のある建物の修復や空き家対策、そして公共施設の整
備、歴史的街並みに調和した店舗展開などによる活力ある歴史的空間の
整備を積極的に行うことで、その結果、昔の街道筋のように地域の方々
にも賑わいと活気を取り戻していただき、良好な生活環境と活力ある地
域のまちづくりにつなげていきたいと考えております。

当計画につきましては、地域における歴史的風致の維持及び向上に関

する法律、通称、歴史まちづくり法に基づく計画であり、歴史的資産を維持活用したまちづくりに携わるまちづくり行政と文化財行政が、地域の歴史的価値の高い建造物と祭礼・行事などの歴史と伝統を反映した人々の活動が一体となった歴史的風致を後世に継承するまちづくりをすすめるための計画とされております。

また、当町には、世界遺産に登録された法隆寺地域の仏教建造物を初めとした多くの社寺などの歴史的、文化的資源があり、世界遺産のバッファゾーンとなる矢田丘陵の豊かな自然環境と平野部に広がる田園風景、さらにはそれらと一体となって斑鳩の里の景観を形成する地域の人々の営み、その拠点となる歴史的価値のある建造物や町並みなど多くの歴史的風致を形成する重要な要素がございます。

これまで法隆寺周辺を初めとする重要な地域においては、古都保存法や風致地区条例などの法や制度的な規制と地域の人々の努力によって、良好な市街地環境や自然環境も維持されてきたところであります。

しかしながら、近年、少子高齢化や商業の集積地域の変化などにより、法隆寺地区や龍田地区の旧街道筋の古くから栄えてきた商店街の衰退とともに、歴史的な町並みやそれらを構成する歴史的な建物も、空き家のまま放置されているものが見受けられ、また、老朽化により取り壊しされ、周囲の町並みに不調和な建物に変わっているところもあることから、これまで先人が守り続けてこられた斑鳩の歴史的風致が失われつつあります。

このような状況の中で、町といたしましては、斑鳩の里の歴史的風致の価値を再評価し、歴史的資産を維持活用した歴史まちづくりをすすめたいと考えております。

なお、本計画は、今申しあげましたように、歴史まちづくり法に基づく計画でありまして、国の中で文化庁、農林水産省、国土交通省の3省庁と協議をしながら策定しておりまして、計画の認定には主務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の承認が必要となります。

認定後、本計画に位置付けられている事業につきましては、国の様々な補助金が活用できることとなります。

それでは、表紙をめくっていただきまして、目次をご覧ください。

目次にありますように、序章から第7章までの8つの章及び資料編で構成されております。

では、各章ごとに説明させていただきます。

まず、1ページからの、序章 計画策定にあたってでございます。

3ページをご覧いただきたいと思っております。

ここでは、当計画の位置付けについて記載をしております。当計画は第4次斑鳩町総合計画を初め、斑鳩町都市計画マスタープランや斑鳩町景観計画との整合を図るとともに、都市計画行政およびその他関連する施策・担当部署との連携・協働の下に、歴史的風致を維持向上させるために必要な取組み等を明らかにし、具体化につなぐ役割を担うものとしております。

したがって、4ページの中段右側で枠で囲っております、歴史的風致を構成する文化財等の歴史的建造物や地域の活動の主体となる地域の住民の方々などを中心とした法定協議会であります斑鳩町歴史まちづくり推進協議会において、本町固有の歴史的風致となる素材の発掘やその活用方法について議論いただいております、さらには、具体的な事業を実施するために町組織全体で取り組みも必要となることから、左側の枠に示しておりますように、庁内組織として斑鳩町歴史的風致維持向上計画策定作業部会にて、事業への取り組みについても議論をしております。そこで取りまとめをした計画案につきましては、これまで、文化庁、農林水産省、国土交通省と9回の協議を重ね、さらには、斑鳩町都市計画審議会、斑鳩町景観審議会、斑鳩町文化財保護審議会などからのご意見を賜り、現時点で取りまとめをしたのが本日の資料でございます。

そして、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動を行う主体となる住民の皆様からのパブリックコメントにより、意見を賜ることとしておりまして、種々いただきました貴重な意見は計画に反映させていただき、歴史まちづくり推進協議会から当町に報告をしていただくことになっております。

その後、国に申請するにあたり、申請手続き等の調整協議を行いまし、て、認定をしていただくこととなります。

続きまして、7ページからが、第1章 斑鳩町の歴史的風致形成の背

景でございます。8から15ページに、自然的環境、社会的環境に関するデータを示しています。そして、16ページから35ページでございますが、歴史的環境として、斑鳩町の古代から現代までの歴史を、各時代ごとに取りまとめております。

そして、36ページ、37ページには、斑鳩町ゆかりの人物を掲載しております。38ページからが、文化財の現状と特性であります。

本町の指定・登録文化財の状況表を示しております。40ページからが、国指定文化財について、代表的な建造物や美術工芸品などを示しております。そして、48ページの中ほどから県指定文化財について、51ページからが町指定文化財を示しています。52、53ページでは、世界文化遺産に登録されている法隆寺地域の仏教建造物について紹介しております。54から57ページには、指定文化財以外の文化財として、主な近代的和風建築を示しております。

58、59ページには、斑鳩町の祭り・行事一覧を示しております。

続きまして、61ページからが、第2章 斑鳩町の維持・向上すべき歴史的風致です。

この章が、当計画の核となる部分であります。62ページの上段にあります「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」というのが歴史的風致と位置付けられており、これをそのまま維持するだけではなく、積極的にその良好な市街地の環境を向上させることを目的としまして、本町固有の歴史的風致を設定しております。

まず、62ページの中段以下に、合計7つの維持・向上すべき歴史的風致を紹介しております。大きく、「受け継がれてきた仏教信仰」に関連する歴史的風致と、2番目の「暮らしに息づく歴史と文化」に関連する歴史的風致の2つに区分しております。

前者としては、西円堂の「鬼追式」、聖霊院の「お会式」、西室の「夏安居」と「法隆寺夏季大学」の3つです。

後者としては、斑鳩神社の「秋祭り」、西里の愛宕講などの民間信仰、龍田神社の「秋祭り」、吉田寺の「放生会」です。

そして、63ページから、今、申しあげた7つの個別の歴史的風致について、詳しく紹介しています。

最初に建物と行事の説明があり、最後に歴史的風致としての取りまとめを行う構成となっております。また、67ページの、枠で囲った岡本集落の法起寺のように、個々の歴史的風致に関連する情報については、コラムとして掲載しています。以下、同様の構成で、7つの歴史的風致について記述しております。

そして、ずっとめくっていただきまして、105ページからが、第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針でございます。

106、107ページに、歴史的風致の維持向上に関する課題を、(1)「人々の活動」(2)「歴史的建造物」(3)「歴史的町並み」(4)「観光・情報発信」(5)「住民の参加と協働」の5つの項目でまとめています。

そして、108から112ページには、本町の既存計画と本計画の関連する箇所を抽出しております。

そして、113ページからが、この計画の基本方針でありまして、歴史的風致維持向上の基本方針として、(1)伝統行事や民俗芸能などの継承、そして、次のページに(2)多様な歴史的建造物の把握と保存・活用、そして、文化財の息づく良好な市街地環境の保全・整備、(4)歴史的風致を生かした観光の振興、(5)住民の参加と協働による取組みとして、先の課題と対応する5つの項目でまとめております。

そして、116、117、次のページでございますが、歴史的風致維持向上に向けた連携と推進体制を示しています。計画の推進体制としましては、116ページの下図3-2に示していますが、事業・活動の主体は文化財所有者、伝統行事等の担い手、関係団体や地域住民などでありまして、関係部門と連携・調整しながら推進してまいります。

続きまして、119ページからが、第4章 重点区域の位置及び区域です。

この計画では重点区域を定めることになっており、重要文化財建造物等のある区域で、施策を重点的かつ一体的に推進する区域を重点区域にすることとなっております。斑鳩町では、歴史的風致の核とも言える法

隆寺周辺地区を重点区域と定めることといたしました。

122ページには、歴史的風致の分布と重点区域の関係性がわかる図でありまして、123ページには、建造物や史跡の分布を示した図となっております。124ページには、重点区域の範囲を示してありまして、125から136ページには、重点区域の歴史的風致の維持向上による効果及び重点区域における良好な景観の形成に関する関連施策について整理しております。

続きまして、137ページからが、第5章 文化財の保存・活用に関する事項です。138から142ページが、斑鳩町全体についての方針で、(1)文化財の保存・活用に関する方針、(2)文化財の修理に関する方針、(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針、(4)文化財の周辺環境の保全に関する方針、(5)文化財の防災に関する方針、(6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針、(7)埋蔵文化財の取扱いに関する方針、(8)文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制と今後の方針、(9)文化財の保存・活用に関わる住民やNPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針を示してありまして、143ページから146ページが重点区域に関する具体的な計画を示しております。

そして、149ページからが、第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項でございます。

150、151ページに、重点区域における歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方を示し、今後10年間において、当町固有の歴史まちづくりをすすめていくために、効果のある17の具体事業を列挙しており、大きく4つに分けております。

まず、歴史的建造物の保存・活用としまして、1. 歴史的風致形成建造物修理・修景事業、2. 歴史的建造物修景事業、3. 文化財防災啓発事業。次に、良好な市街地の環境や景観の保全・形成としまして、4. 道路美装化事業、5. 小広場整備事業、6. 空家再生促進事業です。次に、まちなかの回遊性の向上としまして、7. 電柱類景観改善事業、8. 案内板等整備事業、9. 夜間景観形成事業、10. ガイドツアー実施事業です。次に、その他としまして、歴史資源データベースの作成事業、1

2. 文化財展示・公開事業、13. こども歴史講座開催事業、14. 伝統行事支援事業、15. 町指定文化財候補調査事業、16. 国（県）指定文化財管理費補助金事業、最後に国重要文化財等保存整備費補助金事業です。

これらの事業は、町民と来訪者の交流環境の向上や歴史的風致を構成し、かつその保全に寄与するものと考えております。

次に、152ページにただいま申しあげました事業を計画している位置を示しており、153から169ページに、個別の17の事業内容を示しております。

続きまして、171ページからが、第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項です。重点区域内では、歴史的風致の維持及び向上のために、保存が必要な建造物を歴史的風致形成建造物として指定できることになっておりまして、斑鳩町では、173ページに示しております、井上家住宅、安田家住宅、辰巳家住宅の3件の建造物をその候補として考えています。

174、175ページには、これらの建物の価値が保存・継承される、それぞれの建物の価値に基づいた維持・管理の指針を示しています。

最後に、177から189ページが、資料編です。文化財関連の一覧を示しております。

以上で、資料2-1の説明を終わらせていただきます。

続きまして、2-2、斑鳩町歴史的風致維持向上計画等関係手続きスケジュールについて、ご説明をさせていただきます。

左の3つの項目をご覧くださいまして、上から順に、歴史的風致維持向上計画、次に、都市計画（特別用途地区）、そして、街なみ環境修景補助要綱となっております。

まず、歴史的風致維持向上計画についてでございますが、今、ご説明させていただきましたが、この計画を策定する上で、文化庁、農林水産省、国土交通省の3省庁と調整協議を続けてまいりました。8月22日に9回目を数え、最後の協議となりました。そして、8月26日に、3省庁協議を終えた旨を歴史まちづくり推進協議会に報告をいたしました。本日、9月13日に、近畿地方整備局と第6章に示しております事

業内容の協議を行いまして、10月3日から23日にパブリックコメントを行いまして、住民の皆さまからの貴重なご意見を賜ります。

そして、10月11、12日には、3省庁の担当者が、歴史的風致の実態を確認するために現地調査を行います。今回は、斑鳩神社と龍田神社の秋祭りを主に確認する予定であります。

そして、10月末には、パブリックコメントを反映させた計画書を取りまとめ、その結果を歴史まちづくり推進協議会、そして都市計画審議会及び景観審議会に報告をいたしまして、11月上旬に国への申請手続きを進め、12月末までに本申請する予定をしております。

なお、申請手続きを進めていく中で、11月の建設水道常任委員会にて、手続き等の進捗状況を報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして、来年の2月中には、国からの認定をいただき、4月以降に各種事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画（特別用途地区）でございますが、まず、その背景について説明させていただきます。

冒頭に報告させていただきましたが、今後、観光客の方などにまちあるきを楽しんでいただけるよう、歴史的風致を生かした店舗等の立地を誘導していきたいと考えております。ただ、現在、先導的モデル地区として検討を進めております法隆寺周辺につきましては、都市計画上、第1種低層住居専用地域という用途地域に指定されております。

店舗等の拠点施設の整備につきましては、第1種低層住居専用地域は良好な環境を保護することを目的とする住居系の用途地域でありますことから、新たな店舗等の建築を行っていかこうとする場合、店舗に供する部分の床面積が住宅に供する部分の床面積の2分の1未満で、かつ50㎡以下であることなど、いわゆる兼用住宅である必要があり、居住を伴わない単独で店舗の立地が認められていないという制約がございます。

このため、現在の良好な住環境及び景観の保全を図りながら、まちあるきを楽しむことができるような店舗等の用途の建築物の立地を限定的に認めることができる特別用途地区という新たな都市計画の手法を用いて、実現を図っていくことを歴史まちづくり推進協議会にて、地元の意

向も確認しながら、検討してまいりました。

では、スケジュールをご覧ください。

先月で、都市計画案・条例素案の作成及び庁内整理を行ったところでありまして、今月から国及び県との調整・協議を進めていきたいと考えております。

なお、11月以降の都市計画決定手続きの流れに関しましては、国や県と協議の進捗状況により流動しますので、四角の枠の中で、今後の流れをお示しさせていただいておりますが、できる限り早期に都市計画決定手続きが完了するよう進めてまいりたいと考えております。

次に、街なみ環境修景補助要綱でございますが、歴史的街並みが色濃く残る法隆寺周辺では、今後、店舗展開を考えておられる方も含めた一般住宅などを対象に、歴史的街並みを維持、そして向上させるために、修景整備を主とした街なみ環境整備事業という国庫補助事業を適用するよう考えております。

街並み整備を中心としたまちづくりするにあたり、国だけに依存するわけではなく、町も助成を行い、官民一体となって、先人から受け継がれてきた歴史的街並みを価値ある遺産として引き継いでいきたいと考えております。

こういったことから、町としましても、適正かつ効果的な助成を進めるため、要綱を設置する必要があると考えております。歴史まちづくり推進協議会と連携を図り、さらには、議会の皆さま方の温かいご審議をお願いしながら取りまとめを行いまして、来年4月、要綱の施行を進めていきたいと考えております。

以上で、報告事項1番目、斑鳩町歴史的風致維持向上計画の策定についての説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。

報告が終わりましたので、質疑、意見等があればお受けをいたします。

中川委員。

中川委員

54ページのね、表1-3で斑鳩町の主な近代和風建築一覧ってある

ねんけど、これは課長、亡くなられた人の名前もそのまま載ってあるねんけど、これはこんでええのかな。

観光産業
課長　　これ、今説明させていただきましたが、これ、国との協議等の中で、その都度都度、これが国との協議の中で意見をいただいて、それをこちらからもう一度取りまとめして持っていくという中で、国からのまあ指導というか根拠としてしなさいよと、それで、よそ、今、全国38箇所、奈良県で初めての計画でございますが、皆このような書き方をしております。まあ、そういうふうな指導ということで。

委員長　　藤川都市建設部長。

都市建設
部長　　ちょっと補足させていただきますと、この表1-3に示しておりますように、出典が奈良県近代和風建築総合調査報告書ということになってございまして、今、委員ご指摘いただいておりますように、確かにお亡くなりになっている方もあるかもわかりませんが、この報告書からの引用ということでご理解願いたいと思います。

中川委員　　まあ、横に括弧書きで、奈良県近代和風建築総合調査報告書によるってなってますねんけどもね。一応これ、斑鳩町がこういう形で出すんであれば、家族の人もね、やっぱり名前見て嫌やなって思わはる家族もあるかもわからへんし、そこらやっぱり個人の、ご家族の人の思いも聞いてほしいなという気持ちはあるねんけど、どうですやろ。

都市建設
部長　　この報告書、計画ですね、の中に多数の個人名であつたりですね、個人の物件等、表記しておりますので、ちょっと細部まで配慮できていない部分がありますが、今、ご指摘いただきました部分につきましてはですね、この所有者の方、一度当たらせていただきたいと思います。

委員長　　よろしいでしょうか。
他にございませんでしょうか。　小野委員。

小野委員 ちょっと長々と説明を受けた間、私は興味があったので、龍田神社の祭りのことを読んでたんですがね。95ページのね、写真の下、下から4行目、宵宮の午後に龍田神社に集合すると。神事のあと、奈良街道の御旅所を巡る渡御行列が行われる。宵宮にはね、御渡りはやっていないと思う。その同じことが本宮の時には、これはやっているんですよ。だから、地元の太鼓台はその御渡りに対しての護衛という形で前後、その神輿を出している。ちょっと確認してもうたほうがええと思うねん。宵宮には御渡りというのはないように思うんやけどね。自由に回っているんですよ。その3基の。だから、もしあれやったら、そこらちょっともう1回太鼓台の連中にも聞いてもらったり運行表見てもらったりね。御渡りにというのとはぶん出てこないんじゃないかと思うわ。そのほうが、あ、御渡り昔やってたのかなというような感じにされても困りますので。ちょっと確認してもらえますか。

委員長 部長のほうから。 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ただいまご指摘いただきましたことにつきましては、確認をさせていただきます。ありがとうございます。

委員長 他にございませんか。 中川委員。

中川委員 今、ちょっと議長からひとことありましてんけどね。5ページの表0-2、斑鳩町歴史的風致維持向上計画策定作業部会委員の役付けがね、この当初進めた時はこうやったかわからへんけど、今の役職と全然違うんでね。何月何日現在とか入れてもらうとか、変更してもらったほうがええと思うねんけど。

都市建設部長 その点につきましても配慮させていただきます。

委員長 中川委員。

中川委員 ちょっとあまりにも細かい話で失礼なんですけど。164ページの斑鳩文化財センターの写真が、これ実際の写真でんねんな。なんかイラストみたいな、写真みたいな。もうちょっとすかつとした。

都市建設 今ご指摘いただきました写真を含めまして、写真全体につきましても、部長 綺麗なものにできるようにさせていただきます。

委員長 他にございませんでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 今年度でかけて、協議して、来年度の4月ですね、計画完成させていくということですが、これ、進捗の管理なんかをしていく実施計画等についても策定というのは検討されているんですか。

都市建設 各事業につきましても、これからどうやって進めていくかというところを調整をしてみたいです。その中で必要に応じて、今、ご指摘いただいたような進捗管理ですね、含めて考えてはいきたいと思いますが、今の段階で実施計画を策定していくという予定は、今、しておりません。

木澤委員 進捗管理等については、担当課のほうにお任せをしたいと思いますけど、いろいろなボリュームがあって、項目も非常に多いので、どれぐらいの、1つ1つの事業がどれぐらいの予算がかかるのかなとか、町全体の予算との関係の中で、どうなっていくのかなというの、以前に斑鳩町の観光の関係の計画が、道路整備の関係の大きな計画も作っていただけてますけども、ちょっとこちらのほうも進捗について把握しかねるところがありましたので、最終的にはお任せしますけども、また、できる限りそういうのもわかりやすいような形でお願いしたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 今、委員さんのほうから、190ページにわたっているいろいろと。今初めて見られる方も多いようですので、気づいた点、また写真等、中身の、歴史の前後、いろいろありますけども、もう1回、今までチェックされていると思うんですけども、再度見直しをしていただいでですね、やっぱりその辺を修正、あれば、ちょっとお願いしたいと思います。また、委員さんにおかれましては、その後見ていただいでですね、また気づいた点がありましたら、所管のところへまた言っていただきたいと思ひます。

他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から何か報告をしておくことはありませんでしようか。
井上都市整備課長。

都市整備課長 「チャレンジ！！斑鳩の里巡りスタンプラリー」の実施についてというこでちょっと報告をさせていただきたいと思ひんですけども、世界文化遺産に登録の20周年記念事業として、当初計画しておりました「コスモスウォーク&空からの世界文化遺産展」に替わる事業といたしまして、「チャレンジ！！斑鳩の里巡りスタンプラリー」を実施したいというふうにお考へておひまして、斑鳩の里には、世界文化遺産に登録された法隆寺・法起寺の歴史的建造物が存在してはいますが、その周辺にもたくさんのお名所、すばらしい景観スポットがありますので、多くの方々にこれらをお巡りしてもらひ、新たな斑鳩の里のすばらしさを発見していただくことを目的として実施してまいりたいというふうにお考へておひます。

当スタンプラリーでは、町内をお回遊していただきながら、寺や神社、景観スポット等、町内20箇所のスタンプ設置場所をお巡りしていただきます。

実施時期につきましては、11月1日から30日までの1か月間とい

うことで考えさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、「チャレンジ！！斑鳩の里巡りスタンプラリー」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

これにつきまして、何かありませんか。ないですか。

(な し)

委員長

以上、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑・ご意見等があれば、お受けをいたします。 木田委員。

木田委員

先ほどの何ですもんけど、その当時ですね、昭和58年か、知る、議会とか、そしてまた町行政いふのを知る人としては、町長しかおらんのかなと、私はそういうふうに思ってますもんけど。当時は今みたいに、この町道認定でも、どの路線と、路線はわかっているけど、どの地域とか、あんまり詳しいことは出てなかったと、地図とかは付いてなかったと思いますもんけども。その当時を知る町長としてはですね、どういうふうな何で、その当時は町道認定されたんかですな、それ、どういうふうになってたか、記憶あったら教えてほしいと思いますもんけど。

委員長

川端建設課長。

建設課長

木田委員がおっしゃっておられます、高安の神社の西側と個人宅、神社へ入っていく道ですね、そこの道のことだと思います。これは確かに58年当時、町道認定しています。この時は数十本という形でやっておる状況です。これの前の道路につきましては、もともとここは里道があつて、部分的に里道が広がって、神社のほうへ入っていった道だったということです。これは自治会等とも話させてもらって、そういうことになってます。そこで、その神社側のほう、現在竹やぶになってますもんけど、その方の所有者、一人、松本さんっておってはりましてんけど、

ここは何人かおられますねんけど、その方から現在、道路は私の土地が入っているということで、自治会等に申し出があって、そして自治会等から相談あって、そうおっしゃるならば、立会いとかそういう、自治会と、本人がどうおっしゃっているのかということで立会いをされたという経緯があります。そこにも町にも一緒に立ち会ってもらいましてんけど、その時は里道の位置とか、そういう境界関係は一切決まらなかったというので、もの別れに終わっているという状況です。この近辺につきましては、取り込んだ、取り込んでないの話はあると思いますねんけど、もともとは地元自治会等が周辺の方と協力を要請して道を整備された。今現在は舗装とL型側溝でちゃんと整備されてますねんけど、それは、その整備につきましては、その時の自治会、それからその時の地権者等が了解を得て整備されております。それで、地元の道路の中に里道が含まれているものというふうに理解されておられますねんけど、その当事者、申立者と立会いしたところ、その意見は全く通らず、全て取り込んでいるというように意見が主張されて、地元の意見も、自治会の意見も、ましてや町の意見も全然聞き入れられないという状況で、今現在終わっているという状況です。

木田委員　　そういう状況の中ですら、それ解決しようと思ったら、もう今現在そういう道路形態として使われておるということで、もうそのまま放置しておいてええのかな、それ。

建設課長　　現在、道路としては、町道認定をうっておりますんで、この道路としての形態、管理関係は保たれると思います。しかし、一般的に未登記道路とか、いろいろうち整備している中で、これ現在、中には未登記があることは十分考えられますんで、この周辺の方全部と協議をしまして、きっちりとした図面を作って整備をしていくことが一等いい方法だと思いますねんけど、今現在、事前の立会い等をしたときに、全然まとまりませんので、地元もこれはちょっと様子を見ていこうという状況に終わっているところです。

木田委員 だからね、そういうふうな何で、まとまらへんことをでんな、議会に持ってこられるということ自体がちょっとおかしいのと違うかなと。やっぱり個人的な何やからね。個人の所有物に対して、取られた取ったというようなことは、やっぱりこれは民間の、民々の話と違うかなと思うねんけど。それも町によって、その当時はなんか町の職員やったとか言うて、もう名前まで言うてはるねんけどね。その何に取り込まれたというようなことを言われたらでんな、町にそういう人がおったというような感じになったら、やっぱり町の職員はちゃんとしてるのに、それがおかしいなというふうに思うねんけど、その何はやっぱりもうこのまま放っておいてでんな、ええのかどうかですやん。やっぱりそら、いつまでもやっぱりそれを引きずっていくのも何やし、なんかこう解決方法あったらでんな、やっぱりそら何してあげたらもうそれですっきりするのと違うかなと思うけど。もうこれで2回目ですやんか。やっぱりそないして来て。

委員長 小城町長。

町長 木田委員さんおっしゃるように、それは町としてもそういう努力はしますけども、やっぱり皆さん方、もの別れに終わるということは、なかなかやっぱり言いにくいこともあるだろうし、やっぱりそれは地元でまとめていただくのとこれはなかなかいきませんし。うちは放っているわけではないですから。努力はしているわけですから。役場におった職員とかそんなことよりも、やっぱりそういう皆さん方が、その当事者おられるんですから、そういうことをちゃんとまとめていかなかったら、そういうことが他へ伝わっていったら、またこれ、何、こんなこと言うたと、こうなりますから。できるだけ地元で円満にですね、解決いただくと。それは町としても担当課等は努力をしながら、我々としても努力をしながら、早く町道としての未登記の関係等について、やっぱりやっていきたいと思っております。

木田委員 もうそれもね、やっぱり2年ほど前やったかな、なにかこう、川端課

長がもうそれ話ついたと言わはったんか、治まってますと言わはったんか、なんしかもうその件については一件落ち着いたような返事もろたというふうに思いますねんわ。だからその件についてでんな、まだ未だにそんなことくすぶっているのかなというふうに思って、やっぱりそれやったらできるだけ早いこと、そういうことは解決するのが仕事ではないのかなというふうに思うねんけどでんな、やっぱりそれは相手のあることやから、だから、今、町長も言わはったように、地元でまとめてもらったらええねんけど、今、もう、地元でまとめる人がおらへんように、私はそういうふうに思うからね。だからそれやったらもういつまでたっても、そういうことをうちに言うてこられても、そなん、その当時のことも知らんし、やっぱりこんなん、またこれどんな話になったんかもわからへんしね、その当時の何も、今現在23年か、平成23年になんか立ち会って話したとかいうても言うてはるからね。その状況わからへんから、やっぱりその辺のところもちゃんとした何をでんな、やっぱりできたら早急につちゅうんか、できるだけ話し合いしてもうて解決するようにもっていつてもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお願いしておきます。

委員長 他にその他について。 木田委員。

木田委員 それともう1点。前からも言うておるように、龍田神社前の中古車屋のミラクルですか、あれはまだちょっと話もできへんねんとかいうふうな何も聞いてますねんけど、その前のたい焼き屋さん、今、もうなんか店閉めたような状態になってますわな。だから、あれがどういうふうな状態、もう店舗やめてはるのか、やめはったんかでんな、暑いから売れへんから休止してはるのかでっせ、やっぱりそういうふうなこともちょっと調べてもろてでんな、もうミラクルのほうがあかなんだら、向こうの、西のほうがまあ入りやすいと。もうあれ1mも広がったらやっぱり観光バスも入りやすいということのでっせ、そっちのほうにもまたどういいう状況か調べてもうてでんな、話、できたら進めてもらいたいなというふうに思いますねんけど。現在のそういう状況とかわかりませんか。

そのやめはったんか、やっではるのか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 今、ご指摘の箇所につきましてですね、私どもも具体的な情報を得て
部長 おりませんので、また調査をさせていただきたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。 小野委員。

小野委員 決算審査では、一応その後のこと触れられたんですが、私はまあ、建
水のほうで聞かせてもらおうと思ってしていたんですが、町長も決算委
員会でどういふかこのプレミアム商品券の取扱店の募集ということ
で、これが各戸配布されてましたんで、きました。事前の委員会、一般
会計補正予算の中の項目として、商工費ですね、補正組んでおられます。
この議案自体は総務委員会に付託なってますので、この内容については
やはり原課でいろいろ議論するのが妥当かなというふうに前々から思っ
ていますが、なかなか議会の組織として一般会計の補正予算をどこへ付
託するかという、これはいろいろ今までから議論していた中身なんです
がね。それで、建水のほうで付託された段階でもう1度聞かせてもらい
たいと思います。事前の時に説明をいただいた時は、13社ですかね、
取扱店。その時に、課長も第2次の募集をかける予定があるということ
でしたが、それ以後、どれぐらい増えてね、まあ、これの補助金を出す
ということに対しての町の姿勢ということで、活性化を図るんだとい
うことで、400何件のうちに13件ということでは、ものすごい心もと
ないなという感じもしてたんですがね。現在どれぐらいになっているの
かと、それと、こういう募集については、これがそれ以後出されたもの
なのか、そういうこともちょっとお伺いしたいなと思います。

委員長 小城町長。

町長 現時点では66社がありまして、9月9日の説明会で9社が来てます

ので、今現在、そういう9社の中にはジョーシン電機とかあるいはイオンとか、あるいは万代とかございますから、それはその営業所が会社側の決裁もらわないけませんから、今すぐ、はいわかりましたということにはならないですから、今、手続きを追っておられまして、最終的には70何社になると思っております。やっぱり今後、そういう努力をしていって、加盟店が、プレミアム商品券の取扱店が増えていくこと、そしてまたそういうことで商工会の活性化というものをやっぱり呼び起こしていくということが一番大事だろうと。以前の辰巳代表監査委員が、このままでは商工会は潰れますとおっしゃったようにですね、私はやっぱりその当時ですね、保険の関係で1億ぐらいですか、それが全部もう、取り崩して取り崩していかれて、もう現実ではないという中で、やっぱりあえて努力をしながら、我々もそういうことを申しあげながら。やっぱり商工会の活性化というのは、今このプレミアム商品券は天理市もやっておられてですね、新聞にも出てましたように、外装とかそういうものについて非常に使われたから、今度はまた別の分野を考えていこうというようなことも発想されてますように、我々としてはできるだけ取扱店が増えていくような関係について努力をして、そしてまたそういうふうな多くの方がこのプレミアム商品券を買っていただいて、そしてまた有効に使っていただくことということになったら、私はやっぱりこの商工会の活性化になると思っております。

小野委員 増えて、これは決算委員会でも町長答えてもらったし、万代とか大手のそういうところも参加の意向を示してくれているということなんですが。その点でね、事前のこの建設の委員会でも、そういう大手がなかったらおかしいのと違うかなとか、利用する店が少なかったらとか、利用するところがなかったらとか。これは利用者のほうですね。住民のほうですね。住民の購買のあれを増やす。だけど、そこへ増えていっても、肝心のといったらちょっと語弊ありますけどね、地域の商店街とかに、町長がおっしゃっている活性化の起爆剤になるだろうという期待を持っておられるけど、私はそちらのほうへ皆利用者は流れていくのかなと。そしたら果たしてどうなのかなという疑問は一つあるんですね。これは

答弁結構ですけど、実際どういう形になるかということです。

それでね、その事前の時に、もうその時点でも、この、こういう取扱店募集という形で、これ、取扱店募集説明会のご案内というのここに載っておるんですね。これが9月9日だと。これらはもっと早い目にやって募集はこんだけという、そういう行動がなぜできなかったのかな。そしたらもうちょっと13社というようなね。私も意見として言いましたが、理事の数より少ないんと違うかということも言うてます、その時ね。その商工会全体としてのこういう事業をやろうという、それが見えてこないということも言いたいんですが、今回まあ、60何社にはなっているということで、それで、こういうことを少なくとも商工会員にどっとPRして、理事会はやっていって、それでこれぐらいの加盟店がありますから活性化図っていきますのでということで、初めて補正予算というような形でしてもらったらね、私もある程度理解しやすかったのですが。この前に、これは事前に報告ですから、上程された段階ではないんですけど、そういう話をさせてもらって、私はもうはっきり言うてその時に、修正案の提出も検討しました。あんだけの人数でなぜ15万という補助金を組まなければいけないのか、その根拠がわからないということで、はっきりとそういう具合にして修正案のことも検討しました。ただ、あの時の説明では、県連のほうからもそうして補助金がつくのでというような、あまりにも町としては外からのことがあるからしますというようなニュアンスでお話されたのでね、これは困りますよと。商工会の活性化を図るといっているのはどういうことやとか。これ提出議案説明の中では町長きちっと言うておられたから、なるほどということが簡明になりましたからね。

それでね、これがこだわっていかないと思うんですが、少しね、この企画がね、私はいろいろな意味で疑問点があるんですね。この利用期間がね、25年の10月25日から平成26年1月末となっている。期間を過ぎますと商品券のご使用・換金はできなくなりますと。何か月ですよ。これで活性化を図れるという。なぜこの利用期間がこれだけ短いというのかね。利用する者にとってみたら、これを、まあ言ったらいつでも使えるような状態にしてもらうほうが利便性があるんですね。もう

その1月末過ぎたら結局紙切れになってしまうんだと。これらはなんかその、この企画について何か聞いておられますか。なぜこないに早くしなければいけなかったのか。

委員長

小城町長。

町長

短くするというよりも、10月25日から1月末日ということで、やっぱりお金が流動して行って経済効果を発揮するという点では、奈良県も商工会連合会も、今まさに県が、南和地域でああいう水害が起きました、旅館に対してですね、プレミアム商品券を1年、2年ほど続けました。やっぱりこの、天理も今やっておられます。だからそういう形態をこの1月末というのか、1つの基準というのはあると思います、何か月ということも。そういうことですね、当初は商工会も、商工祭りに間に合うようにやっぱり申請をしたんですけども、それができなくて、いろいろ手続き上でこういう形で遅れていったことも事実ですけども、天理も今言ってますように、いろいろとそういうデータを取り寄せて、今年はこの形でその共通商品券をやっていくと。だからもう、期間そのものは、皆さん方が持って、自分のところでプレミアム商品券を買ってですね、そのまま置いておかれる方もありますから、できるだけやっぱり早くそういう換金をしていくということによって、お店屋さんが、あるいは商売が流行っていくのではないかとということでございますので、その点、ご了解をいただきたいと思います。

小野委員

町長最後に言うてはりましたよね、できるだけ早く使ってもらうんですよ。けどね、この商品券を購入しようとしたところ、1月末までしか使われへんねやと。そしたらその商品券自体を購入するのを控えようと、私はするんじゃないかなと。だから、1月末までしか使われへん商品券いうたら、あとは紙切れになるねんから、やっぱりそなん購入することないだろうという。だから、11月、12月、1月。3か月ちょっとなんですね。だから、その商品券を発売をされて以降、いつから発売か知らんけど、3か月ほどしかもたないものが、私は逆だと思うんです。

だから、何か他にあるのかなと思うねんけど、まあ、町長がそういう考え方やったらそれで、そういう考え方で結構だと思うけど。だからそこらもね、やはりもうちょっといろいろ出してもらいたいなど。

それとか、これは取扱店募集という形ですが、これをするによってね、このプレミアム商品券がこうして便利ですよと、10%のプレミアがつきますよという、その宣伝にもなるんでね。それでまあ、これはあくまでも取扱店募集という形で申し込み用紙も後ろにある。だから、取扱店を募集しているということ、こんなん本来は一般家庭まで配る必要ないやつでね、取扱店だけの話。だから、商工会、私はもう退会しましたけどね、これは全部、各戸へ配布されたかなにかですね。これは、本来は出す。けどそのことによって、こういうことを商工会も企画してます。町民の方もこのプレミアム商品券を利用してくださいよと、そういうPRを兼ねて印刷費もなんか使っているんやと思うけどね。だから、ここに利用期間が書かれてたら、まあ書かないかんけどね、これはどんなものやということ。利用者にとってみたら、えっというように、私は思います。

それとね、ここにね、登録に際しての費用負担はありませんって書いてあって、詳しくは裏面をご覧ください。登録に際しては確かに費用負担はないと思いますよ。この事業に対してはここに費用負担あるんですよ。商品券の換金時に2%差し引きいたします。これは例として、額面1万円の換金で200円の取扱店負担ですよ。負担があるんですよ。だからこれも書いておかなね、募集してんねんから、なんや違うやんかって言われても困るから書かなしゃあない。そしたらここになにも、こんなことわざわざ、登録に際しての費用負担はありませんっていってね、そんなん、どっかのちょっとややこしい業者みたいな感じのね、キャッチみたいにこんなん書く必要ないでしょ。だからこういうものが、商工会が企画したんだと思いますけどね。こういうものを出して、取扱店増やさないかん。こういう判断したんがいつなのか私は知りませんが、議会でもそういうように事前の、言われて、指導されたんかどうか知りませんが、2回目の募集だというような話を、9月9日にもそういう説明会をしますということ、事前の委員会でも説明してはったからね。

なんか後手後手に回るし、中途半端な企画だと、私は言わざるを得ないですね。やはり町長が期待しているような活性化の取り組み、もう少し商工会に、やはりもっと。商工会の人間のほうが企業感覚あるはずなんです。こんなん言うてたら悪いけどね。もう少しね、まあ、監督官庁じゃないんですけど、担当のしている者、また、補助金を出していくにつけても、もう少し、もっと活発に、指図していろいろなことを言ってもらいたいなど、それだけをお願いしておきます。商工会のことやから何も向こうが言うてきたことだけを受けるんじゃないで、活性化を図るという大前提があるんですから、もっと案を出してもらいたいなどか、もっとこういう具合にしていかなあかんのと違うかというね。元商工会の議員がうるさいでと、こういう具合に言うてくれても結構です。私らも青年部の副部長として、いろいろなことで活性化を図ってきた経験もありますから、もう少し商工会の、本質的に活性化を図る努力をしてもらうように、ちょっとお願いしておきます。

続けて言います。すみません。先ほどちょっと触れましたけどね、町道というか道路のね、以前は5カ年計画もあったので、それに向かってみるというような計画があったんですがね。それがなくしてしまってから、地域から要望書等が上がってきたことに対していろいろ検討を加えて、必要だということやっていってもうていると思いますが、その要望書というものに対してね、議会じゃないけど、どれだけのものがあがっているのかなとか、ものすごく心配なんですね。その要望書があがってきたらなんとか検討するんだというんじゃないで、やっぱり議会からもね、提案できるような形をとっていきたいなと思っているんですがね、その点どうなんでしょうね。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 道路の整備計画につきましては、5カ年計画事業といいますのは、委員ご指摘のように、一部路線、継続してやっている部分ございますが、基本的には現在は5カ年計画としてはやってないと。幹線道路につきましても、いかるがパークウェイとの接続を中心にとということで、一定、

方向性を出していったわけですが、今現在、財政状況等もございまして、なかなか計画的に進んでいないというのが実態でございますが、あとは要望につきましては、各種いただいている部分もございまして、可能な範囲で対応はしているということでございます。これまでの状況等もございまして、要望内容につきましても、いただいた時点です、進められるかどうかも含めて検討した上で対応をさせていただいているという状況でございます。

小野委員　今まあ私ね、なぜそのようなことを言い出したかといったら、やっぱり、要望は確かに町長のほうに出されているので、それで検討してもらったら結構です。住民にとってみたら、議会でそれらを検討していると、そうされるんですよね、実際やってくとしたら。だけど、全く、こんな要望が上がってますというようなことも、私らは、ちょっと報告で受けてないんで、受けてないというか、それら、まあないのか知らないけどね。もしそれがあつたらやはりこの常任委員会でもちょっと報告してもらえたらね、またいろいろな相談できるのかなと、そのように思っているのですね。議員から通じて要望出しておられる場合もあるし、議員に相談しておられる場合もあると思うんですがね、地元からすつとこう要望書上がってて、その知り合いの議員がまったく知らないということもあつたということがありますので、なるべく住民の要望というのは吸い上げてもらえるような体制を整えてもらいたいなと思いますので、お願いします。

委員長　他にないですか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長　他にないようですので、継続審査についてお諮りをいたします。
お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いを申し上げます。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

次に、先進地視察についてでございますが、委員より、GISについて視察のご希望をお聞きしております。検討いたしましたところ、お手元に資料を配布させていただいておりますように、今回、富田林市を視察先に選ばせていただきました。

富田林市は、昨年も、効率的な汚水処理施設整備手法について視察を実施させていただいたところでございますが、今回もまた、下水道台帳とGISの取り組みについて、視察したいと考えております。

視察日は、10月の29日、火曜日に実施したいと考えております。

ただいま申しあげましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり実施したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、先進地視察計画書につき、手続きをとっていただきますよう、お取り計らいをお願いをいたします。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会といたします。
ご苦労さまでございました。

(午前10時56分 閉会)